

随意契約理由書

1 修繕名称

中之島公園噴水設備修繕

2 契約の相手方

近畿設備株式会社

3 随意契約理由

本設備は堂島川（大川）から取水し、中之島公園剣先部に設置されたノズルから放水する噴水で本市の観光名所と位置づけられている施設である。

今般、噴水設備の点検により取水装置を構成する部品が消耗し、取水出来ないことが判明した。

同公園は「中之島公園再整備基本計画」において親水性の高い公園と位置付けており噴水が必要不可欠であること、また現状のままでは、川から取水することができないことから噴水の放水が出来ず、大川・土佐堀川周辺の観光に貢献できないため、噴水設備の運転が可能となるように修繕する必要がある。

そのため本修繕は、噴水設備を構成する取水装置の消耗した部品の取替を行い、その機能回復を行うものである。

上記業者は現在、「平成30年度水門施設等点検業務委託」を受託していることから、現場状況を把握し、修繕に必要な資材、要員を迅速に調達することが可能であり、あらためて受注者を選定することと比較し工期の短縮を図ることが出来るため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第6号

5 担当部署

建設局企画部工務課（道路公園設備担当）

随意契約理由書

1 修繕名称

扇町公園事務所職員用出入り口扉及び車両用門扉修繕（緊急）

2 契約の相手方

株式会社 アディックス

3 随意契約理由

今般、扇町公園事務所職員用出入り口扉の鍵が壊れ、施錠出来ないことが判明したものである。施錠が不可能なため、現状では誰でも出入りすることが可能で、適切に庁舎の管理が出来ない。また、上記扉の横には車両用門扉を設置しているが、経年劣化により滑車が歪み、開閉が非常にしづらくなっている。このままでは門扉の開閉ができなくなり、適切な資材管理が行えず、業務に支障が生じるため早急に修繕を行う必要がある。

なお、業者選定にあたっては、本市入札参加資格者名簿において建物修繕での登録があることに加え、部品調達等、本修繕に迅速に対応できるため上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 扇町公園事務所

随意契約理由書

1 案件名称

駐車場共通回数券ほか2点印刷

2 契約の相手方

アマノ株式会社 大阪支店

3 随意契約理由

今回印刷する駐車場共通回数券は市立駐車場駐車管制設備に対応する磁気券です。

本回数券は、アマノ株式会社が独自に開発したシステムにより製造されたものであり、他に互換性を持つ製品はありません。また、磁気情報についても同社の保有する機密であり、同社以外では取り扱われていません。

そのため、本回数券の印刷については、本システムの全般部品を供給し、代理店を介さず直接事業を請け負っている上記業者への随意契約を依頼します。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

建設局 道路部 調整課

随意契約理由書

1 修繕名称

旭江之橋下ポンプ場外5道路排水ポンプ設備修繕

2 契約の相手方

アイテック株式会社

3 随意契約理由

今般、「平成30年度市内一円排水ポンプ施設等点検業務委託」において点検を行った結果、旭江之橋下ポンプ場、淡路駅前自転車駐車場排水ポンプ場、東友淵橋下ポンプ場(南)、京阪高架下排水ポンプ場、浮庭橋排水ポンプ場、崇禅寺排水ポンプ場のポンプ運転制御用水位計に不具合が判明した。

本設備は、道路等の排水を目的として設置しており、運転制御用水位計は水位によってフロートが反応し排水ポンプの起動及び停止を自動的に行うポンプのスイッチの役目を担っている主要部品である。

現状のままでは、排水ポンプの自動運転ができず冠水被害による遊歩道や地下道等利用者の安全確保や地域分断による利便性も損なわれることが危惧されることから修繕が必要である。

上記業者は現在、「平成30年度市内一円排水ポンプ施設等点検業務委託」を受託していることから、現場状況を把握し、修繕に必要な資材、要員を迅速に調達することが可能であり、あらためて受注者を選定することと比較し工期の短縮を図ることが出来るため、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第6号

5 担当部署

建設局企画部工務課 (道路公園設備担当)

随意契約理由書

1 修繕名称：舞洲スラッジセンター北門駆動装置修繕

2 契約相手方： ナブコドア(株)

3 随意契約理由：

今回修繕する北門駆動装置は、ストックヤードにおいてスラグ搬出時に開閉するスライドゲートであるが、駆動装置の損傷で遠隔操作により開閉することが出来ないため修繕を行います。現在、手動にて開閉作業を行っているが、施設の維持管理業務に支障をきたしているため修繕する必要がある。

本設備は、ナブコドア(株)が製作したものであり、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから、本修繕ができる業者はナブコドア(株)のみである。

4 根拠法令：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署：建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター

随意契約理由書

1 修繕名称

天王寺動物園コアラ舎給水設備漏水修繕（緊急）

2 契約相手方

株式会社 齊藤商会

3 随意契約理由

当園コアラ舎に設置している給水設備に水漏れが認められたため、修繕を行うものである。

当該設備の水漏れは、バックヤード内の給水管から漏水しており、冷蔵庫の床及び観覧通路の床からも水があふれ出るような状況のため、緊急に修繕する必要がある。

なお、業者選定に当たっては、本市入札参加有資格者名簿において給排水冷暖房工事での登録を有していることに加え、現場状況に迅速かつ柔軟な対応が見込まれ、かつ、本修繕に必要な資材及び人員を確保し、迅速な対応が可能であることから、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第5号

5 担当部署

天王寺動物公園事務所 管理課